



石川縣 東真之運輸



重修真書太閤記初編卷之十九



岩倉の城落去乃事

并大澤主水間者とあり織田家より仕官の事



去程小岩倉の城兵堀尾忠左衛門父子虎口と切遁せし
 城にぐるり入る寄手の大將柴田權六郎勝家すま
 もろく追うげやぐ仕寄と付て城を取圍み鉄炮を放ち
 きびしく責ん勢を示し城中よりいよいよ日も夕陽小及び
 たり定めて寄手引退さ翌日我軍は有るれと押ひ
 けり處へ又むくと押寄られ城兵ごとあさすす
 防戦の術もつさいいせん騒動を折る西風さりと吹

13 13
 門 5
 M 459
 卷 7

太閤記初編卷十九

おろし樹木の枝とあらしとさうりくとさめさつてける程とそ
あま岩倉山乃頂上より黒烟天と覆わく城中へ吹けり
ちを扱もいふ事あるんとさあふさうち大木大石の
燃るおとすさあらし山谷よむぎきて夥し是を木下藤
吉郎足輕五百人と引具し岩倉山の峯ふのほり樹木
の枝とさうり柴草を集めて硫黄焰硝とさき入時節を待
居りし西風は強く申の下刻より吹出しれば時こそ
よけと藤吉郎足輕小下知して積りたる柴と火とさうけ
しなり

五月廿八日の宿曜經ふよるよ參宿直の日あり參宿直の
日申時翼宿直かり孫子に火を發さし時あり火と起

そふ日なり時とい天の燥とい日と月月の箕壁翼軫よ
あるこあよそ此四宿の風の起る日なりとあるふ合へ藤吉
郎かひ今日申時風乃起ると成考へたるべし廿
九日あつ井宿直の日より申の時を軫宿直より軫宿
まふ風の起る時と孫子にあるふ合へり

たし藤吉郎下知して柴と水とさき急に燃上らざら
やうにさういふば烟の城中へ吹けりさうり城中の兵
士ども心むりいふやまども門外より敵をさまねく攻付
たり城の後より猛火れぬのはさんふかびきかまば煙よ
むぎい箭さけいよあふさ女童の泣きけり聲阿鼻叫喚
の有様と眼の前に見る心地より寄手いこの躰と見え鯨波

の聲とゆき筒先とそろへ一度小鉄炮を打てた一りみ
みと標立れば城中以外の外は周章一途を失ひくもこれ
さうく計之防ぎ戦んとするもの形けをば柴田合圖乃
鉄炮を岩倉山小打懸く烟を志ひぬけくのち柴田城中へ
使者を送り面、弓箭の道城ありそれ一旦の義勢をかく
むらう防がれりよて顯ゆ一今ハ岩倉の城主もすはるば
ちとあら龍城の本人七郎左衛門討死せり上ハ清洲乃殿
みもいりて面とみくるとあがさるべき王もあさ城小籠
りて徒に命を損さんより退城ありて身の後榮城とら
りてへりて又城を枕に討死し怨を泉下にくら
さんとの心かふ山手と牒一合を火を掛くた一舉よ

攻あしゆ一思案を定めて返答あれと申遣しゆか
城中の輩大よよろこび今ハ弓折と箭さのみほき防ぎ
便もつとそりてやも勇士の習いむあしく焼死んよりい
敵よさうり合く死よめといさめくられくあさハすら
えりての大將あけいもあらんかすまで氣疲を力たぬ
みり能敵も逢ぎて雑兵の手よ討せんものありし
よと思ひ居りて死へるの使を得て轍の鮒乃水を得し心地
し諸士一同は柴田の使をむく仰下さる旨誠まかすけ
か城中のとの共命をいたをけあさほくゆる城をば
渡し奉るべしと使者小付て申送りてか權六郎奏者して
信長ふくく申信長をなると神妙のよ仰られ約束相

違ひく籠城のどのども一人も異義あるほどさ由返答あり
々れは城は籠る者ども有るごご御めぐると悦び勇むけれ
先よそのの夜れらちよ立退らる柴田即城中に入役所
改めておととを請取とくするらる小藤吉郎五百人の足輕と
共小山と下つらる城中へ入来とば柴田とらるよげふ打らるひ
いうも内邊が謀より手輕く當城と請取らる天晴れ手柄
らるるをを以て言上とば御勘當とゆりけりらる安くれ
藤吉郎といふ木下とれ全く柴田殿の勇氣によるもの某
何の功ういふんと手柄とゆりけり權六郎といふらるあはれ
御身の智略によるものぞといひつ信長(言上)とらる信長
城中へ入らる柴田とらるらるきと感歎あり權六郎當城落去の

功偏小藤吉郎が方寸より出らるはこれと功小御勘當御免
の様と執らるやとば信長といふは藤吉郎が智謀とを
せよ柴田とれを用いといふらるらる手とらる城とは
落し得ん然らば柴田が今日の功とらる藤吉郎ともゆらるべ
と宣はば柴田面目とほらる藤吉郎と打つとて御前へ出れ
ちて退出はさて信長清洲へ歸城のち岩倉ハ城たつても
然るらるととやと破却とらるらる抑信長天文十八年家督
とらるより十一年を経て永禄二年よりとらるめて尾州一國
平均は切從へといふもまげ根と固めんは専一と藤吉
郎が勧めにより他國出馬のち成るめられ自身より
らるらる家中の若殿原まら兵術調練とらるらる

大目也の編末一七

日

あひしるるは武藝なげしるる國より清洲をさ
るるのまかり

尾州もとも鎗をひもと賞翫とす故ふ信秀乃こ死
天文十七年三月十九日小豆坂の合戦も信秀の弟織
田四郎次郎信實尾州下郡の織田造酒丞下方弥三郎
尾州春日井郡小幡郷の岡田助右衛門佐々隼人正同孫
助中野又兵衛重吉あどとも鎗を以て大功とあふせり
中小就く中國浪人と稱し鎗術の名人出来り織田家へ仕
官とふ清洲の若殿原は師範とるあり名をい上島主水
と云これい去ぬる永禄元年三月清洲の老臣林佐渡守と
付く奉公を望々るふ佐渡守まげとの術と一見し器量と

い修練とい天晴名人なりと見えなれば信長へ言上し
するちちめしあへらとさる主水随分身とほしし忠誠と
盡しなば一家中の輩その人となり悦び主水を師とし
鐘を學ぶ輩日よ繁昌をりあつるふ清洲の家中大に
主水が弟子と形りこれを尊敬しけるよつと主水いしり驕
慢のまろと生し無禮とあつるはといどもナと制する者
ふ主水まろ巧言令色を以て柴田佐久間丹羽林の老臣
たちふり仕へるはいづともよく主水を賞翫しとるが
故に主水いよく威勢はよく人と人ともおのるはあつる
たり然るふその年九月木下藤吉郎清洲に仕了るその
智謀發明衆人に超過し堀普請又伊勢合戦など勲功

ありとく信長これと賞美かゝむい高禄をば諸士乃
列たらしむ主水心中小藤吉郎と忌きさらひいふり
此者と退げんとおひ柴田佐久間と讒言一種に方便と
りためて多り柴田佐久間より藤吉郎とふりとおひ
よご隙もかるとしと伺ひ居りけり抑此主水と云
中国浪人と偽り清洲へ入込む誠齋藤家よりの
間者あり本名大澤主水とて美濃國鶉沼の城主大澤次
郎左衛門が弟あり美濃の稻葉山の齋藤治部大輔義龍
父道三と合戦し道三討まらば美濃國の諸士自然と義
龍を尊ぶ國主とあるとしども義龍父道三と合戦し
父城討しとてころよりとをば信長の義龍の妹婿るれ

ども道三と親あり故定め舅の弔合戦きんと計る
ふらん信長を敵とて近比難義ありとゆりて間者を
入る信長をころらんとせし大澤次郎左衛門齋藤家の
旗下といふもの家人の列ありあは主水はその弟あり誰も
見知らるも去り去り中国とせしこれを知人
なりしとこれ共明察の信長みどり主水を近付らるる
おとを計るるとありたまへ御前へめらるれば柴田
佐久間とて諸士とて並居り主水を心残
苦しむとて時を得ざりし信長ある時諸士とあつめ
酒宴をりて武邊の物語して遊とて信長宣ふ
武士の得道具時不應とて宜とて従わりのいひ弓と

要し中比より鑓と専ら小用い近比鉄炮をたつとまじ
弓鉄炮飛道具と云遠くは用い鑓と太刀とい近く手づ
は用い利ありといふされ我が國はてい鑓と第一とくげむ
様小あついせりその鑓乃柄は長短あり長さが利多さ短
きが徳あるや主水の鑓術者なりころここれを論ぜよと
宣ふ

吳子小長戟二丈四尺短戟一丈二尺とあり吳子の二丈四尺
今の一丈八尺二寸一分六釐強にあたり一丈二尺今の九尺
一寸の八釐小あつ一丈八尺二寸一分六釐といふもの織田
家の三間柄にあたり九尺一寸八釐といふもの上島のい
ゆる八尺といふものあつり

主水がとまりて鑓の至極を短を以るよと仕ゆれ故
八尺の柄は仕ゆに通るもふうとねるもねよくゆき自由
とるし事第一の利方小座ゆ又一丈餘の鑓は突にすく
ありまは自由あつづるふよりたねるはあり手づめの
勝負は利よくねるはあり鑓の柄八尺と極め最上と仕ゆと
中諸士一同小その理は伏しる尤と甘心をり信長元より
鑓の長さをこのまゝ一丈八尺まゝ二丈一尺は作り出
て用ひまひあつてそれを勝利を得るは主水がいふん
利ある小似れども今すこと事たぬ心地はまひくれ
不興の躰よとあつませば一座のけきあつげく見さる
る

服部石見守正種入道一雲齋の鎗と云りのと云ふ鎗
の長七尺ありて柄九尺なりあり又友田金平乃鎗はけら
首より切先より三尺中心の長さ二尺五寸あり
信長鎗の長短善悪と論する事

并主水藤吉郎中間小鎗指南の事

木下藤吉郎出仕して御前へ出せば信長藤吉郎を近く
められ鎗も長さより短きが利あるなりと云はれ
と云ふありて藤吉郎承り某いふてその利害を知れ
る鎗術鍛練のものよ尋させぬと分明なる事由と
中は信長それいささかあがきまはれ汝所存する何れ
よしとありしや試み是どのよしと有るるを藤吉郎

それごとく所存する長さの宜しくいふ人と思慮め及
むべし返答を上島主水心中に大に憤り藤吉郎に向ひ
御邊の鎗の長さをよと被申し定めてその利あるは或
らぬと云ふ事あり願はくは其の利を示はせし不肖
なる某の鎗をせめて出され當御家若殿原は師範をも
致を身なり某の八尺と鎗の柄乃かごとくと極めて遣いゆえ
殿もその由中上て御邊のつとぬ處と大に相違仕たり
長短の利害はむさに承りたりと云ふ藤吉郎はと云某別
に辨へる事ありあはれども御聞の通り殿より所存をせ
との御説故心はありし處を述し追て元より某の鎗乃柄
長さを利あると存せられしを中上りの事と云ふ主水

何れも然いその長きやふ利ありんとおのろろ何ゆゑ
 長き徳と心付まゝとやと藤吉郎今やあゝ
 九寸一尺の刀より二尺三尺の太刀は利あり二尺三尺の太刀
 より四尺五尺の長刀は利あるをいひ鎗は長きより道
 理とありいゝの別子細いといふ主水お返し
 利害をいひまゝいひみどり長きよりいといふ
 一は楚忽の中分なり左様の事殿にやさうことあり
 か以後を謹むとたなるむい藤吉郎大お笑ひい
 る成むつゝいゝいゝ人なる殿より心はぬいゝをい
 と仰らぬま心によとありいゝの御身の
 短き鎗より利を得いゝ故は短きより利ありといふ

せと天下れ入心よこのむと別あり長き鎗より
 利を得まゝいゝも非び人は師範をもせらる身あり
 心せまゝいゝ條ありといふそのち取合は主水大よ
 せまたら心いせまゝとも鎗を取て短きを以て廣く
 諸國よて腕をたぬゝ某あり御邊の如き楚忽の空
 論とありといふ信長二人を静め宣ふや主水を短
 きをよといふ藤吉郎は長き成よりといふ口論めてい定め
 めゝ今汝等に中間五十人づ預べとれお三日なり
 二人のおりいゝお指南は主水と藤吉郎と大将にて
 長短の鎗乃利を顯るべとありたれは主水大り喜い
 心の中お猿冠者め一突はは倒しとをいふと笑

とあつて仰のしく指南仕りその利を御覽に入はすと
御請や藤吉郎も同しく五十人を預りて御前を退き
けと信長は八尺の竹鎗五十本主水は賜てり一丈
八尺の竹鎗五十本を藤吉郎に賜ふ中間どもこのて承
てり五十人引これる主水の鎗の師範の身
めおあつて主水の方へ行んとつもの多々新参とい
鎗もて名を得ても形を藤吉郎に決定負く願ふその
手小付を願ふかづばと云により鬪取と定め二人乃
許へ引さけり主水は中間と呼近づけ鎗は突と専と
あつても敵の太刀をこのけり勝負をなすものと

か突つたものよかくたぬよ敵の鎗は長し長さ穂さきさね
あげて付入る突つたよと遣法をいふも念入りてり
はとども今まで遣あれる鎗といひ體のそへ身はま
中へ急ふさるるかづばと云ふ一日は何となくとも
さういふかづばと云ふ止ふけり二日めを曉より主水替古と
はきんと氣をいして中間どもおひかす鎗を遣ひ
得て主水いふてせよかくせよとのてせよとていも
骨強く手足の働自由あつて中へ用立へとも
見へばとてまを打たさるるあつて中間ども心れ中に
いさざり主水と云ふもかづば鎗はうもともす
あつて二日目もさつて過あつて三日目も主水と云ふ先小

大問二の編卷一七

立たちたりししはは續つけけややものものどもどもかかくく突つかかせせととななぬぬ息いき
を切きて教しええどもどもささふふととの甲斐あひかかううししかかばば主水しすい一い人にん
たたららぬぬちちのの日ひも既すでににたたりり又また木下きのした方かたででの
五十いそ人にんの中間ちうげんどどももを呼よびび藤吉郎とうきちろう立たちちりりててももの
度たび殿どの乃すなはちちよりより鎗やりの仕合しあひととああららびびるる處ところありりたたりり某某
り承うけたまりりしし長ながささ鎗やりありり相あいいてて上う島しま主水しすいの短こささ鎗やりを以もつ
て立たちちりりしし長ながきき殿どのの好このまませせるるみみ處ところ之これ手練てねんの誓ちか古このの
りりもも一い人にん立たちちのの時ときれれのの大勢たいせい心こころとと一いつつもも突つきき入いるるはは
むむししををささぶぶとと突つきき立たちちりり必ひつ定てい勝しょう利りありりととささぶぶとと此方このかた
の鐘かね一丈八尺いちじょうはちせき敵てきの鐘かね八尺はちせき之これ我わが鎗やりの穂ほ先さきささぶぶととささぶぶ
とと突つきき短たるる鎗やりとと付つけけ入いるるととああららほほじじたたりり某某のの

鹽合しんがひと見みええららりりててささしし圖ずををささししその時そのときいいららももほほししつつとと
ままりりてて働はたらくくべべししおおびびくく軍いんの首途うしどありり軍神いんじん酒さけ
一いつつももいいつつももささぶぶとと汝等なんぢらももののおおららししとと賜たまははりりてて快らくよよくく
たたののいいむむししとといいひひ中ちゆう間げんとといいひひ大おほ悦よろこびびいいららもも仰おんせせ
ままううををささぶぶとといいひひ御ごころころ置おききななくく御指南ごしうばん者ものののここたたでで
ああつつららとといいひひてて二に日にち目めもも藤吉郎とうきちろう五十いそ人にんとと三さん組ぐみとといいひひ
左さ右う十六じゅうろく人にん正せい面めん十八じゅうはち人にんととかかしし十八じゅうはち人にんの者敵ものてきとと戦たたいい無む二ふ無む三さん
小突こつ立たちちりり四よせせりり五ごせせりり合あいい時とき我扇わあふぎを舉あげげててははりりままねね
ううはは左さ右う一い度どは横よこよりより突つきき立たちちりり左さ右うの手てれれののままはは正せい面めん
乃すなはちちのの九く人にんのの二に手てににいいららりり左さ右うれれりりききににすすむむべべしし是これはは
たたらら備そなええ時ときののままみみくく我扇わあふぎののままをを見みええとといいひひししももほほじじ

るも心とめよとせしり中間共も興あるまよありい
互小その組をたをけ合てすき間あせしとてけ
合あんとよ二日目もせしり組をよ心得る扇の開く
とたしりし成さへあへえし藤吉郎ま酒食を
あさしりその進退れよとせしり座を配り
けと

吳子小武侯坐を廟廷よ設け三行とふし士大夫を饗
せ上功のめ前行小座せめ銷席重器をの上牢を
用小次功れものち中行は座せし免銷席器差減を
無功乃のめ後行に座せし有銷席無座器といふ
と成松下が許よて聞たもせしりし小用ひあるべし

かやぐれ三日目も組の法令よとせしり進退又扇
よ從わしとせわしありし藤吉郎のすしり
し聊もしりし一條の糸むさしり如く自由よ
ありし藤吉郎珍膳美味をりて饗應しさて殿乃
仰次第立合せしりあましりよとせしりかや
中間ども大によろこび何しりてさしりし力き
アよ働さるんといさしりすみくる処主水が方行し五十
人持しりしとせしりし落合ていしりし藤吉郎が
手小付し五十人乃しり酒食よ飽くしりしりよあ
アあひしりしめく小主水が手小付し五十人終日誓古小
らさしりしの上よ折檻しりし辨當しりし心よしりし

形く屋うくしまゆるさしくせしむるはしむるよとて
やくもうしうらめしや

重修真書太閤記初編卷之十九終

重修真書太閤記初編卷之二十

上島主水木下藤吉郎中間を以て試合の事

并藤吉郎主水が間者として成計を知事

上島主水木下藤吉郎二人五十人の中間を預り鎗の誓
古とふしけらよ主水の鎗の遣ひ様を教ゆるを細やうれ
ども中間共の生質おふどかゝねバ藝の上下そろは主水
いりのしやと責けるふよりてそを主水を怨むるも
なり行木下はその術を教へて五十人乃中間を三ひ引
ひけ互に助合ひ摠がかりふなりと突出したき立よ五十
人と只一人の身とあをうとてしえけるふより生質る

よる巧拙ハかゝれども組合る働けバ巧と拙と助け拙ハ
巧小助をらそその力とのがると同しかり酒食は
飽しめてその親に厚く法令を立て功を賞する
あより只三日のうちに能訓練しつゝ約束の上るれば
三日終るる試合とありて由を言上せしめば信長
するもち馬場小出御ありて棧敷成りて左右の陣を
てし柴田佐久間以下の老臣と始諸士もく参上せ
しむと見物をまことにこれある試合と云ひて木下
藤吉郎五十人の中間は一丈八尺の竹鎗をかぎげせて馬
場は入右の方より伺候をうひく教しつゝ五十人の中
間の進退周旋よくそのなり

中間といふものの縁と考ふる世鏡抄十貫ハ中間
三人の料とあり然れば一人三貫三百三十三文とある
布衣記ハ中間ハ折烏帽子小結常之涂直垂ハ大
帷子と重祢袴に大口と見えたるハ永仁の比乃中間ハ
奇異雑談ハ足輕の供ふつり中間の肩衣四幅袴を
主の笠と頸ふけ手鐘をかぎげりあはれとあるハ
應仁の比乃中間あり

上島主水の中間ハ誓古いまで熟を以て試合のふとおぼつら
あはれども約束の日限るればせんくおぼく五十人の中
間といふ具し馬場は入左の方よりかきこゆる木下ハ中間ハ
よく訓練したる上るれば馬場小出もその志げりあは

おと形し見えり上島が中間ハ備立はごまね馬
 場の坐次定まれば立り信長双方試合と
 どもむべ但菅谷九右衛門太鼓とては進み戦ひ鉦
 と打引退くべと定めらる既にその日も巳の刻なり
 相圖の大鼓轟くとていふはさく木下上島兩大将
 中間どもとめ具しく静くと寄を合て木下扇とあけ
 ともあせと下知とあせば一丈八尺の竹鎗の穂先となら
 ぶ突立り上島の手乃中間ども八尺乃竹やりあそ
 るねんとあせれども長き穂先をそとへたき立られ
 ほのあぐと透間さすといふせんとなめらふとて
 藤吉郎扇とあせとてさす招けば左右は備え中間ども

横鎗より突きてたり上島方ハ中間ハ備立てあばら
 ふりり手はきためめい木下ハ中間正面の十八人二手小
 つらとて鶴翼の陣とあせり上島が手の者すては引色と
 見えり主水聲かけとてなぬよかこと突よと下知
 されども隊伍あせり祢心ふためりや浮ありに
 ありけは木下扇を開き軍は突くちり我をさめやくと
 下知すれは上島の中間共念る負て引退く信長御覽
 ト鉦とてせめひくれ木下が中間列を正しく引返れその
 様ゆに見えりけり主水大は赤面なる今一度と望
 々色柴田佐久間も内い主水小勝とてさすとおひ
 一と故信長の御前を取らるにより藤吉郎今一度

立むふへさやと向らせり藤吉郎中ける軍一度は限
 らば何度までも敵のむらふよるものよ上島よはるふ
 否とはゆさどと答へかば主水手の者と呼近づけ戦ふ
 術とおへ短さ鎗少くもたやくとねのけく突入をよと
 細やふあへく真先よすほきこり藤吉郎此度の備を
 立直し正兵三十人左右十人づと引つけ列を立く進より
 主水り勢と睨こあやゆるや正兵三十人むと突小突たて
 戦ひつと引足ふりてあへくもば主水得ると下知し
 あへつと突ある木下が中間いめくあへつと引つとば
 主水大は聲うけ勝るるどとめくと下知をよと木下が中
 間も敵をよいふ引つけこり藤吉郎扇を上と

左右の十人横矢うに突ある主水が中間思ひもはる
 ぶ立止ると比興ありとみだれ合備くめく途を失ふ処を
 見とゆし正兵三十人取てあへく例の穂先をあらうた
 一列は突へつとば主水が手れとのまふ打まけり引退く
 時小藤吉郎が扇と鉦と時と同一く勝鬨を擧て備をよ
 ば主水大は面目を失ひ怒をよとめくかこゆる柴田佐
 久間も無念かぐせんく口を箴ん居るけり信長
 始終を見あひ藤吉郎が人数のかけ引神變みぎ一方の
 大将とかしなむ必定功を立ぶると心中にふく感ぜ
 り

繪本小永禄三年正月十五日信長鎗の長短を向を賞谷

よろろこぶこかざり形源左衛門ハ織田家の用違乃
こゝろのよバ藤吉郎が家もも度くきこれはありさそ藤
吉郎源左衛門はかゝるやうもこ謀策ありく我姉
婿の弥助をよびよせし御邊今より青塚村は行て
弥助をとりあひこゝれよと頼こたり

弥助後ハ長尾武蔵守吉房と稱し又剃髪して三位
法印一路といふ實ハ尾州海部郡青塚村の住人云
青塚村ハ蜂須賀村の北にあゝる今ハ三位法印の住
と云地残とり云

木下藤吉郎遠計の事
并浅野弥兵衛出所犬山騒動乃事

清洲神明町の源左衛門ハ急ぎ中村小至り藤吉郎が遠
計の荒増をかくりけは竹阿弥夫婦大よろこび猶
此末乃立身成聞んこの嬉しきことその夜ハ語り明し
折ふ弥助ハ中村小来あそをいば藤吉郎が面會し
謀のあるよを告ぐ弥助源左衛門と共小木下の屋
敷よいへる藤吉郎弥助ハ對面しちやけつを清洲の家
中小鎗の指南とする上島主水と云このあり中國の浪
人と云立く仕官せしが更ハ中國の者とおりをれを然
るよ此れど中間を抱えんとて尋ぬるよを聞出こり
頼むも弥助上島の屋敷に住こる乃本國を探り出し
あひてよ内邊ハ美濃ハ知人ありく時ハ行通ひるハ

美濃の生と名乗る奉公とて、あつと云ひ、弥助心得て、即その支度、あつたり、源左衛門、上島が宿所、又赴ら、私縁者、あつ生國、美濃、此の奉公と望、こゆ御抱へ下され、まだ、まきやといひ、主水とて、それ、幸のこ、此節、中間、一人抱へ、こつと、おりの、処、こつと、美濃の生と聞、け、心安、こつと、おほ、こつと、来、こつと、こつと、より、源左衛門、立、こつと、り、弥助を伴ひ、上島が、屋、こつと、至、こつと、ば、主水、め、出、こつと、見、こつと、か、つと、り、げ、こつと、隨、分、勢、出、こつと、勤、め、こつと、つ、い、渡、こつと、中間、の内、こつと、遣、い、こつと、ら、美濃の生と、こつと、時、こつと、美濃の、こつと、代、聞、よ、あ、つと、答、あ、つと、る、様、疑、あ、つと、く、も、な、け、こつと、ば、主水も悦び、め、遣、い、こつと、り、弥助と藤吉郎が、内意、を、う、け、こつと、上、あ、つと、れ、朝、暮、主水が、身

の上と油断、かく伺、い、ける、を、心、も、付、ば、あ、つと、と、顔、ふ、り、こつと、な、美濃の國人、あ、つと、こ、つと、う、こ、つと、ひ、も、せ、ば、打、と、け、こつと、め、遣、い、こつと、主水が、身、乃、り、あ、つと、り、ゆ、こ、つと、つ、を、こ、つと、ら、あ、つと、と、は、こ、つと、ら、こ、つと、此、年、も、残、り、こつと、す、こ、つと、あ、つと、く、こ、つと、や、十、月、の、収、納、皆、濟、の、時、こ、つと、い、こ、つと、り、犬、山、の、百、姓、こ、つと、ど、も、一、揆、を、起、こつと、騷、動、は、こ、つと、の、来、由、を、尋、ぬ、る、小、犬、山、乃、領、主、津、田、十、郎、左、衛、門、信、清、と、い、ひ、こ、つと、を、備、後、守、信、秀、け、舍、弟、津、田、與、次、郎、信、康、と、い、ひ、こ、つと、の、嫡、子、あ、つと、り、こ、つと、れ、を、信、長、と、い、ひ、こ、つと、從、弟、あ、つと、り、こ、つと、て、親、こ、つと、を、間、あ、つと、ら、る、れ、信、長、も、懇、意、を、つ、く、こ、つと、一、踈、遠、あ、つと、ら、る、こ、つと、り、こ、つと、ふ、よ、り、信、清、も、又、忠、義、を、こ、つと、し、こ、つと、て、隨、從、せ、ら、れ、り、

津田與次郎又織田と稱、天文三年九月十二日合戦

小討死したりその長男喜藏信時その次僧少く
玄貞久意と云その次十郎左衛門信清又下野守も
いふ信秀の婿なり

信清の近習に小河甚九郎と云とのあり倭辨利口よく
よく主の意を取追従輕薄して人付よりいへばほどよ
主の覺も他小異は寵愛あつていへばさへ小己一人出頭
しく取賄ひくも小信清心も付ばあまのりさへ津田の名字
とゆる津田求馬と改名せしむ
流布本は織田と改めし由を記す但信清は織田と
稱せば津田と稱せるとよしと云
信長聞ふい故もあく津田の名字をゆるると然るべし

信清用いむそのまに打す置く
清洲への小川と名乗らせたりたりしれは過分なる
は信清の領地の支配を求馬一人ふまうせしむと云
求馬いふ榮耀榮花と極め百姓のいさむをかりて
殿の命ありとして非分の課役をかけ金銀をむさがり
まの顔よき女をば無理に引上るおのれめ遣い後
らと求馬も政事小倦はる家の子三人は村の事を
取扱くせしむ己をたが飲食小のそありし何
事もあはれと過しけり処は家乃子三人あつて主小
習し私欲をのそとさしめし百姓どもその課役
ふたえは清洲へ訴へたるのゆゑの苛政と云と云

打よりくわらふとあつぐ過ゆく求馬がすつろと我
うてくれ

犬山を過くむう小川求馬の苛政を今小語を聞
は百姓の園小栗柿を植は菓物役と号してこれを
課し竹木を植は竹役雑木役と名付くすれを収め
婦女絹を織は絹役布を織は布役馬を飼は馬役
牛を飼は牛役と萬事小付てせめくすつろと

清洲の藤井又右衛門が甥は浅野弥兵衛と云い又右三門
が妹乃子あり津島の浅野弥右衛門長勝と云いその
長男あり然るは又右衛門の子又太郎早世のち男子なく
家を継ぐことのかくれは弥兵衛を又右衛門が乙女小

合をく我身の預る勤向の代を打あらせ置たりけるが
犬山の小河求馬が手代一人病ありて引籠りその代小
事かくしめて弥兵衛を頼みたりは弥兵衛大山よ
行く小河が手代の員は加りて勤まり外二人の手代は
浅野の廉直なるを忌みくして小河は様々讒言せりども
外小代アとあきまきとのるはまづとのまにありあき
くろくろふもや十一月中旬收納の檢使より領分を廻り
けるは百姓ども更は三人の檢使を禮せられ近日清洲へ
赴き訴んとありはるり二人は百姓の無禮なるをゆゑある
アかめく苛く當り報答せんともあるべしなますひ
あると言出り災を引興さんよりいあは顔より百姓

等が仕むけふよりては成らんと穩便をありふは弥兵衛は
 更にそのとを志すば依て百姓は向ひ汝等いかるまは領主の
 役人ふむいむむう無禮とて言語道斷なりと
 いふ百姓とも一同にやうの禮義は上より行とれ慈悲と地頭
 より施とてある小慈悲なき地頭の下は何とて禮義はあ
 ざとて無禮咎めをふむ檢使とての心小回く見ると更
 たり合ねい弥兵衛大は怒り上とくめ地頭を侮る百姓とて
 一に搦取て糾明とて言りくれ百姓共さるいそを打殺せといふ
 ちにいむりくつと騒ぎ立竹鎗鎌棒のころちる手は小推乃一數
 百人三人と中に追取とめて聲は小つめさ立まは二人の手代はひて
 心は覺あれ返とて詞も形く逃支度して遁とんとて身と

めごゆる小弥兵衛いめく怒りとの義ある手あそのりどを見よ
 と云まはに庄屋を捕て引を繩とかけんと形くをを見て百姓も
 數十人棒竹木伐ありむめか打とめる弥兵衛これとて庄屋
 と取てるげのき太刀を抜て大勢の中へけ入切立くれは太刀先
 よわうて疵を蒙るとの多うくれも百姓共い追ふ小勢也さ弥
 兵衛一人を打とんとひめくいまに二人の手代はひとて
 ともさる血氣の百姓とも終は二人を扣あせり弥兵衛是を見て
 太刀を打ありく韋駄天の如くこて来り百姓共を切あせり
 さて二人を引立まはとも腰いこ歩行もかなは弥兵衛あきれせて
 張本一人伐搦めく引返らんとおのふ処へ百姓とも益々競いぬ
 かく幾百人ともを志すば

浅野弥兵衛天文十五年丙午の誕生なり永禄三年八十五歳
 ありかむりの働あるべしと覺え乃年月小傳誤あるべし
 弥兵衛大に驚きこれらの企つて一朝一夕の間にあらず子細
 ぞあるべし我昨日今日れこれこれの本をあらはるる亂軍の
 内討死せんと残念なり一方を切めけ命を全くせんて人数
 のとさたる所をおめい切らるる百姓も左右と散らり
 げらるる隙に弥兵衛一人清洲をささり引退く
 犬山より清洲まで今道およそ三里餘あるべしその間上野下
 野小口刀長大屋敷山村神原岩倉小至る岩倉より清洲
 領なり

重修真書太閤記初編卷之二十終

重修真書太閤記初編卷之二十一

藤吉郎犬山の騒動と鎮る事

并信長今川の上洛防戦評定乃事

浅野弥兵衛大勢の百姓原と切らるる清洲を意ざし走
 り来り城下入口まで木下藤吉郎小行逢らり藤吉郎
 元來弥兵衛とよく知らり殊に藤井が婿あれば我ため
 事も疎らぬ中形り血刀を引提り息と切らるる有様
 事ありとありありの事と招き事の始末ありし事
 たり急ぎ宿所は同道しわらひたり百姓共浅野の
 跡を追清洲まで押来りし事も流石信長の居城といひ

吉藤

あつては町々の番所も嚴重ありて容易に乱妨もなげなく
 ためらふ内小浅野を見失ひ如何いせんとなどむきころ
 藤吉郎出来り百姓どもに向ひ何故よめる徒黨がしき
 振舞をばあはれどつりこの村里のものをめと問は百姓共
 犬山領の民ありけり此年比犬山の奉行は小川求馬と申者
 無躰小課役をうけ私慾をうけひまふつてしよよう隙を
 窺ひ當御奉行所へ訴へ奉るべしと評定一決しては處求
 馬が手代三人例のどく村中へ出張り様々の事下知せし
 と取合不申しに新參の小川が手代腹立ち無禮なり
 と咎めゆゑ相當の言葉戦ひ及びその後件の手代刀
 を抜く百姓等小手負をてりば此方までも鉄鎌めて打

あをんとせしは手のひの外手きりあつて大勢を切たを
 逃さうと此御城中へ入り入るは疵をうけしもの
 親族が歎きさし下手人御に被下ゆへ藤吉郎
 聞くとや汝等が公事ハ非分とあり犬山の役人の非道と
 歎くばおとろきもの一人二人むと清洲へ參上し尋
 常は訴へ申か越訴ながら慈悲深き殿よりうせあへた
 おのれらが苦しむとありは犬山殿に申すのちゆるし
 とせよめみぬしそれをいふとや民の身とて悪し
 せよ地頭の手代をいふとや無禮とてさし
 きさよとてあつて下りて上と下手人は請法やある
 不敵あり過當なり但このと我等が私訴すまはるるにあり

糸を殿の御耳に入らぬ付、糸明してさへは、まづ今日
 日、いゆるして返さるる、罷歸さる御下知をすてや百
 姓さもとや渡せし、犬山の民どもおら、おのきて返せ
 律本部民として本屬の知府知州知縣を毆軍士として
 本管の指揮千戸百戸を毆、その杖一百の上徒三年と
 せ、然らば犬山の法令いふあ、こも民れ身さる
 役人を毆し、大なる誤なり
 信清この騒動を聞き、百姓なるの振舞を、縦令役人小
 不埒ありとも、領主の使なり、芳志、追ひおのひも、ゆる糸と
 手向、その不當さ、此に成、おの終、我を侮、
 いう形、さる、為んとす、らん、速、張本、と、寄

其罪を、糸と、討手の用意を、くら、彼毆た、
 くれ、足腰を、小川が、手代二人、も、躰も、耻、
 逃、求馬に向、陳、新、浅野が、短慮、百姓
 どもの無禮を、咎め、喧嘩を、仕出、事、及、事
 の、言も、出、但二人の罪、の、と、せ、
 求馬も、此事により、我身の私慾や、露顯、と、安、心、を
 か、り、一、も、浅野、打、け、當座の難、の、
 ち、や、お、い、信清の怒、を、め、中、や、騒動の元、を、能、
 承、り、て、新、乃、浅野、と、中、の、短氣、も、無、躰、
 百姓を、毆、んと、仕、り、終、め、さ、る、り、賤、さ、民、乃、上、
 ち、や、せ、も、と、め、役人の誤、を、愚癡の、下人、ら、狼藉

仕りくゆよまびく穩便の御計ひ然まぶしと詞たく
 小諫か信清漸怒と押まび討手の沙汰を止ま
 たりその後求馬心ありたる若黨によりく説くめ百姓
 どもの中へ使またて日比の始末いすべく殿の仰らるる
 るまば我等力及むばそのまうにのこりておをく今面
 の怒り小因くすくおりば實も理とおふたり頼小清洲へ
 伺公一是と訴へ御下知小よふすべく順次はるりゆくべ
 ちむ待秘といせせり百姓等い犬山の討手定めて向ふ
 倉一村の出口く要害とあめく相集り尋常は働く
 切死は死よくと互小勇いさめられく氣をたり居る
 所るまば此使を聞くいゆいり又りや例の利口と我

等を欺くその悪まは打殺とぶさ奴るれども使のよや
 るれゆゆ返をせめて来らゆゆはどといまのま
 のしめて追出いつる由と聞求馬一人心を苦めいりて
 ありこの徒黨を和らげ我身も共は安穩なるへ謀て有
 と思案とあめく肺肝を碎く折り清洲より專使来
 る信清は告ぐるま犬山の領分の百姓ども一揆を起し
 騒動をいひる條承りていりぬる事より騒立ゆり其
 始終をくりく紅明る具さにか越るふべ旨清洲の
 殿の仰まゆとやせにより信清あき恐るる清洲を
 かく知あみ上の隣國へも定めてさめくよ取さすつもの
 有ふんそれとまかくもけり當り清洲へ何といひて

ようらん計らひやせと求馬小下知ありけとば求馬がや
やうこもは全く清洲の御家人浅野弥兵衛が短氣より
事を起し只今浅野を召捕り糺明仕りゆくと存ずる
ところ浅野の喧嘩の場より逐電して行衛をば定め
る清洲へくく歸りゆくと存ひ此ひ然る言上
あるべしとやさせぬとやさめしにうり信清げふりと思
くれとば求馬がゆきまに答らぬより信長藤井と
めり寄る浅野を歸りゆと尋むるふ又右衛門更は浅
野が来りては成るは此方へ参り不申より答へ奉る
時小木下藤吉郎罷出で浅野の始末と言上り弥兵衛と
木下が家小とめ置騒動のたぐめと詳に承りゆは浅野が

短慮より事起りしにあはば犬山の小川求馬が非道より百
姓なる犬山どのを恨み役人を悪く終は無禮をなすきゆ
ゆな浅野のその無禮を咎めては百姓どもゆき無躰は
狼藉は及びは浅野も止む成得ば刀をぬきて切拂ひ
るゆよりやてゆ此上の小川をめり寄られ御吟味は
るゆ明白よりゆりやべゆと中やる此度の木下藤吉郎
を御使として信清の許へ贈られくるや浅野事の
當方の者ゆは何時も尋出しやべく但承りるごとく
は浅野が短慮より喧嘩は及びにあはば百姓をく久く
御政道を施行しゆ役人等を恨みゆ罷在よりあは
つて御家人の内この義は預りゆものともあはび御領の

木下藤吉郎編年二十一

百姓どもと清洲へ参りの様は御下知に御内人乃
萬々一心得たがひよれども御手あつ御折檻をいへても
愚昧の百姓なら依怙の御沙汰あんどもやれども却て
御政道をさへさげゆへ右の旨にまうて信長も御條を
御聞分はべとありけるより信清止と成得ば小川求馬
とらぬ下役人二人とも清洲へ参るべき由を下知せし
りり求馬主従大さ小恐怖して難義よありどもせん
形く木下が手は付く清洲へ赴く下役二人いまも先日
手疵いさげて歩行もとらぬかひあやうげなる編板
よ助けのせしむるなり

流布本は駕籠にて清洲へ行きたり駕籠といふの

慶長の末より世は弘く用あるものなり永禄のたぬめ
いよせよ多う鹿苑院殿の嚴島参詣乃時駕籠
用いられしといふを駕籠輿と云ふものなり今の駕籠と
おろしう編板と云ふもの伊呂字類抄太平記等小
復輿といふもの之竹木を編く輿とす故より名付と
なり

藤吉郎犬山の百姓等乃徒黨して取籠りて処行向い
庄屋年寄とて張本のものをめ集めりてやこころ
ハ犬山の役人すべて地方よかるとのいふ清洲へ
寄られりこれ清洲の殿乃裁判あるべきためこれよ
付ての百姓等も清洲へ参上して面々存分を言上り多

年の熱懐とてさうべしと云ふるはなすしとてゆゑ企以
 の外とてさうと一揆とやいふ人徒黨とやいふ人勝
 べし理ありとも何と云ふ一揆とをいふべしとあはれ
 すとおろとも徒黨と云ふもいふ人道と云ふも我
 りと云ふ清洲へ参ると思ふと遅参せし罪は某が中譯
 してさうと云ふべしと理非分明と示してはより百姓どもおろ
 かしくより木下が前平伏して元来と云ふ心より難義
 困窮のともさうと云ふさあまう此度の騒動及び既に地頭
 の役人を對捍してゆゑに必定非道乃刃よめらんとの口惜さ
 りと云ふ打寄り相談仕るまがれと云ふ何と云ふて地頭へ無
 禮不義と働さすべしと云ふ清洲とて御穿鑿と云ふと云ふの

義ふいへば難有次第形りたし命とめさるゆゑ清洲の
 御仕置りてゆゑ争てら背さゆゑと御請中庄屋年
 寄以下頭立しもの七人木下は従ひ清洲へお我ら来り
 たり

三河國桑子明眼寺文書小永代賣渡中下地之事合
 畠三反年貢一貫八百目云々代八貫文は永代桑子殿
 賣渡中の色濟之年貢毎年三反小二百文づつ造り可
 有御納ゆゑ天文九年十二月と見えたり三反より米
 大低今量少く七石一斗九升一合八勺許あるべしこの
 比の價より一斗八十二文余に當る由多門院日記に見
 えたり七石一斗九升一合八勺の價五貫八百九十七文

余ある小年貢一貫八百目と色濟の年貢二百文と云ハ
合せく二貫文あり五貫八百九十七文余の内より二貫文
と輸して全く三貫八百九十七文余を百姓所得と云今
の五公五民の法よりいさう緩やうなること云へ小川
法は是のままに課役をわけしあるべし

藤吉郎は清洲の政所へ百姓等と呼出し一應この始末を
問極め口書をかきてのち百姓等をは退らせ次の日小川が
手代二人を召出し鞠問なりけるは始彼是と陳ドけと
ども藤吉郎の口書の趣を以て詮議し多し終小一言
の返答も及むばた赤面してありしを藤吉郎小川
をよびくちをいふと詰り向よまざる下役等がかを

業少く某一向存もよむべといふ手代どもい主人求馬の
指圖によりて去り取計らひしを我何とく私を
左様の事取行いしことありしを藤吉郎しを聞き
下役乃私曲を上役の掟乃正しぬ故あり家来の越度の
主人の過失と云へ犬山領の奉行は求馬を流しや手代
は求馬乃家人なり求馬のいひまげ立かごとと定む求馬
おそれ入る詞形しかくて是非分明ありと云を吟味
詰の上かきても明白の決断と云へばとて重ねて犬山
領に上納課役勘定乃帳を取らせ巨細は穿鑿するに
む求馬并手代等が誑惑せし品は逐一弾きいづ
百姓等が中條に突合せしころか信清の中付られ然

大概先規小違は近比臨時の課役をすべくこと求馬と
手代との所為を聊も疑ふ處あり聞えむ事終りつゝ
裁斷の状をまげ信長小言上たり信長大に怒り宣ひ
くも百姓は國家の大本なるふを苦しめおのれく
榮耀はほとんと云とやある左様のとよりして騒ぎ立
終は國のあらびの例ありけり以後の見こらるの
為小重を法度を行ふと捉くむいや藤吉郎求馬
罪を斷くろや重恩の主人乃命を偽りて百姓を欺
き騒動せしむる條その罪尤重し死罪適る處あり課
役をかけし私慾を專小せしと盜賊を以て論ぶべし
殺して類と絶べし兩人の手代を求馬が惡行を助

のこあつば各々その私欲あをば同罪のぐるべし道あり死
罪は處をて浅野の新參と云當分乃雇くも人なり
一紙半錢の贓あるふは當座の無禮を憤りて刃傷を
及びしるれば求馬及び手代等が罪とおるべしはされども
犬山へ向後立入まじき由中渡され然るべしと言上せしよ
より信長尤の事ありしとくそのまじ下知されたり
流布本小求馬を百姓に賜りし心のまじにあせむと
中渡されしとゆ然るふ木下すては下手人請ひ百姓
を咎めしを以てみよば求馬を百姓心はせしむるや渡
さるべきいしれり故一本小依りしを改刪せ
求馬および手代二人誅せられしと聞る犬山の百姓を

踊り上りて歡ぶ聲あがり止ざりたりゆくのち藤
 吉郎百姓どもを呼出し役人どもの不埒をば吟味せし
 そゆゑ法を加えられり汝等小於る少も遺恨ある
 まゝいふやと問ひ百姓ども口を揃て元より犬山殿の仰
 めあるまゝと存じても役人衆の中渡さるるこ
 めをば初めどの仰より従ひし形も次第に苛き政の
 ほろさ小めする負かき振舞をばみりゆひり清洲
 の殿乃理非を明らめ給ひてめく青天の日月をおろそ
 め上何とて遺恨のゆべさし申せむ藤吉郎さやある
 處一犬山殿の役人衆の民を苦しめり我怒らせぬい
 そ役人と誅しむひり上り百姓原の我まゝに上の役人

とらちり擲しりてそよの徒黨一り一村小楯籠り
 と返りて不當なる過をばいふて償をんとす
 役人の誅しりて百姓をゆるむとて法をちりやむり打
 擲しりてのちある企となしりる本人あるべしそれを告よじ
 あとを誅しりて憲法を正しくあそべりて中渡をば百姓
 ども大に恐怖し首をたれり黙然をり時藤吉郎密に
 庄屋を招き耳小口をさし付て咄さくをば庄屋のこまり
 此度無禮を働らきりる本人三人を出しり藤吉郎是
 を請取犬山城下りりてそのよけ地頭違背の法令
 成明らち小告示しりたり

此段流布本筆者の攬入多くして義理まゝ乖戻す

處多し今もぐく一本は依り改正と

犬山よて、此始末すべく信清の知らるるにあらば、寵愛の求馬がゆゑ大事を引出はとも不知して、りるをふく耻く、我領知の百姓原の仕置を清洲より差配されしと無念のつりと後悔をれどもせんさなり

此津田十郎左衛門信清終に信長小叛し犬山を去り甲斐國にこゝり入信玄小客として犬山哲齋と稱す

浅野を百姓原小追けられ危うし難義を藤吉郎よすく、れをのこあはば犬山騷動の始末も事故なく済し、ゆゑそのち藤吉郎が家客として終よその

家事を取ほく、いなり

浅野の始末流布本乃説區、いり信従し、かこり依りこれを刪去と

犬山騷動の仕置をれく、埒明し、い藤吉郎と惡しとあり、その寄合、いさ、海く取沙汰して、い、憎、い、藤吉郎を善とらむるものを打寄り、流石、小理、非明白、い、今年も、い、永禄三年、い、をむく、い

永禄三年庚申、い、木下藤吉郎廿五歳、織田殿廿七歳、前田利家廿三歳、柴田勝家卅四歳、森三左衛門可成、卅八歳、丹羽長秀廿六歳と知べし

正月下旬より駿河の今川治部大輔義元上洛し足利の天下を助け四海一統の功を立んがため不日駿遠參の軍兵引卒し攻のほるとの風説取らる

是時京都將軍家を征夷大將軍從四位下參議左中將義輝朝臣なり管領細川右京大夫晴元有るも無が如くその臣三好筑前守長慶萬事を下知か

三好が家人松永彈正忠久秀畿内近國小威を振ふ尾州少く此沙汰を聞まるとに義元上洛を企つるふは伊豆駿河遠江三河四ヶ國の軍勢五方あり及べしそのるは甲斐の武田義元乃近親なり定めて合力ありぬへ相州の北條も元より今川と疎くぬ中とさく何

とく余所に見て止む我今川義元海道一の勇將とそれ武田北條の人々加勢をば龍の雲を起し虎翼を生むる如く勢も定め七八萬及びぬらん尾州の兵士は多くとも五六千と過ぬるは此小勢を以て何と防ぐ方便のあるべきと如何せんといきれてをど居りける

今川義元今年四十三歳室家の武田信玄の姉義元の長子氏真を北條氏康の婿とす義元乃息女武田信玄の長子義信の室なり武田信玄の息女北條氏康乃長男氏政の室なり信玄今年四十歳氏康四十六歳ゆいとも織田殿より年増の老大將あり

信長此沙汰とてと等しく防戦此手配りをもとむ
 家の中の諸士を呼集め面々意見をととれくるよ
 佐久間信盛すもみ出さず中へはく今度今川義元の上洛
 の沙汰何さぬ必定あんと覺えひその故は足利の一族乃
 中み斯波細川の家は既衰々天下を補佐とて
 力ある今川家より東海道より數々國政領しその勢
 尤盛なり然のそおは當時弓矢を取て並ぶるき強勇
 乃大將かり義元上洛はおの誰う是を遮り止んとるは
 づさや破竹の勢をて押行ゆるるべしそれ北條武田の
 諸大將助力かりたらんは勇々敷大事なるべしこれを
 支えんとおはくはた人の如く飛ぶ火入る夏の虫

あるべしより御賢慮をめぐらされ御家長久の御計
 策肝要なるべし存ゆと中柴田權六郎林佐渡守等も此
 義小同と言葉を揃えくやや實も今川の上洛を支
 えんとおはくは當家の諸士過半討死す期も臨んで
 よる籌策も出さず兼御分別ゆるとく御治定
 ゆべしと中我信長もさるが家老の意見を横紙破り小
 破りすゆべしあはれはくは面々乃了簡を中て見べし
 それに付謀るる方便もあると中さるにより林
 佐渡守通豊柴田佐久間に會釋して然らば愚意を中
 て見ゆべし今川上洛の軍勢強大ゆべし敵對は滅亡の
 媒なるべしとや和睦の儀を調え先手は加はり

上洛を助けさう當る危難と遁ることを尤上策あるべく
覺ゆとやをば佐久間柴田も何様林のいささく処穩便
あり至極の謀と存ゆとや是も同心ありさう然るべしと
や信長これと聞て大に氣色と損ト大息繼々宣ふ
や我十六歳まで故備後守殿の遺跡を繼々より今年
まゝ十二年の間大小れ合戦に千辛万苦成はす漸尾州
一國を領するも至也今川上洛を聞ていささく敵の旗の手
とも見ゆるは此方より和議を請てその先陣は加ららん
と近比以て云甲斐ふき次第なり故備後守殿いささく
二郡の地を領しあひし時ごも今川家と合戦して一度も
不覺を取むる終小那古野の城を切取多ひとらん西

三河を切從へあひしなり然るも我代より此國一圓小
領するとも云ふもの近きところ智多郡を今川家の兵士よ
奪られしをす我口惜しげと去よ依り智多の郡を取返
さんと様々小軍慮とめぐる時小取て今川家へいささく降
をば請て先祖の名を汚し一世の耻辱と志のびて敵より從
とんとおろし弓箭取る生る甲斐あり出家遁世して身
と雲水ふまをてん然るもおろし敵のよせける前よ落
支度するともあまりにものささかし信長がおりぬ處ら
義元打てのらるあはれ我小勢ありとも國堺は迎え出
るそれこそ織田と今川の運るなよ力を限り小戦と
挑むべし勝負の時の仕合による和談の計略ありひも依

大岡記刀編卷三十一

一四

むとちやさういふ佐渡守のさへ中やう真實の降参
りもあはれ但暫時今川のなり行と御覽ごまごめふ
飯小和談のむきと戦國乃習い更は耻辱よゆらば勝
るる時も勝負ごまごめ時負ると智謀の大將の所為よゆ
ら當るいさか乃耻と堪忍あうら始終の功と立らんを
何れ御先祖と汚ると中べさ尺蠖の屈とら伸んがたあと
中そのゆふりと詞と盡して諫めけととも信長更小聞入
るべきけいさい見えば

林佐渡守通豊河野彈正忠通直八世の孫之通直乃
子と伊豫守通實と云安藝國竹原よ於て細川武藏
守頼之の為よ討死河野の嫡流断り然るよ通實

の末子七郎通高伊豫國を出く美濃國よりいり
本巢郡輕海城より住はる子七郎右衛門通兼大野郡
清水城主林某の養子となり林左衛門尉と云その子
佐渡守通村その子新左衛門通安その子佐渡守通勝
その子通豊より通豊より織田勘十郎信行を主と
し信長よ叛く信長信行および林美作守を殺し
て佐渡守をゆるげ然れども佐渡守信長を満りとせし
此言を出はふいさあはと天正八年佐渡守遠流せし
張本と云べし

